

新型インフルエンザ等対策業務計画

2025年3月

東京電力ホールディングス株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力エナジーパートナー株式会社

東京電力リニューアブルパワー株式会社

第1編 総則

第1節 本計画の目的

この新型インフルエンザ等対策業務計画（以下、「業務計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第9条に基づき、指定公共機関としての責務を果たすため、新型インフルエンザ発生時においても、従業員等の安全と健康の確保を第一に、電力を安定的に供給していくため、東京電力ホールディングス株式会社（以下、「東電HD」という。）、東京電力パワーグリッド株式会社（以下、「東電PG」という。）、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下、「東電EP」という。）および東京電力リニューアブルパワー株式会社（以下、「東電RP」という。）が行うべき対応等の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

第2節 基本方針

新型インフルエンザ等が発生した場合、指定公共機関として、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、電力の安定的な供給および公衆安全確保のために必要な業務を継続することが求められる。

一方、新型インフルエンザ等発生時には、多くの従業員等が本人の罹患や家族の看病等のため出勤が困難となることも考えられる。さらに、新型インフルエンザ等の感染拡大時には、業務に必要な物資の確保ができずサービスの維持が困難になる可能性がある。

このため、東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、電気事業の公益性に鑑み、従業員等の安全と健康の確保を第一に、必要な業務を継続するため、職場における感染対策を徹底するとともに、リモートワークを最大限に活用し、必要に応じ、不要不急の業務を縮小・休止する等、電力の安定的な供給を始めとする事業を継続するため、真に必要な業務に資源を集中させることを基本として業務計画を策定する。

第3節 業務計画の運用

1. 業務計画策定の前提となる被害状況の想定

特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、

発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、検討することが望ましいとされている。

一方で、新型インフルエンザ等対策ガイドラインでは、社会経済への影響の目安として、従業員の最大40%程度の欠勤を想定することなどが示されている。

東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPにおいては、従業員等本人の罹患や罹患した家族の看病等のため、従業員等の最大40%程度が欠勤することを想定している。

第2編 新型インフルエンザ等対策の実施体制

第1章 平常時の体制

東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPは、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、感染予防・拡大防止のための留意事項、従業員等の海外渡航状況等について迅速かつ適切な情報の収集・周知を行い、感染対策を充分に実施する。

また、社会機能維持に関わる事業者として、常に継続が必要な業務および発生段階に応じた事業の縮小・休止が可能な業務の選別を行い、それぞれに必要な要員の確保に向けた検討を行う。

なお、協力会社等に対しては、新型インフルエンザ等発生時の協力体制や相互の連携について確認を行う。

第2章 発生時の体制

第1節 対策態勢の区分

新型インフルエンザ等が発生した場合に対処するための対策態勢は次の区分による。

発生段階 (国) ※1	状態・状況	対策態勢の区分※2
準備期	新型インフルエンザ等の発生を覚知する以前まで	平常時の体制
初動期	新型インフルエンザ等の発生を覚知	準備態勢(東電HD, 東電PG, 東電EPおよび東電RPの本社のみ)
	政府対策本部の設置	第1対策態勢
	国・自治体が強度の高いまん延防止対策(まん延防止等重点措置・緊急事態措置等)の実施	第2対策態勢
対応期	従業員の欠勤率が40%程度となった場合 ※3	第3対策態勢

※1：新型インフルエンザ等対策政府行動計画「第3節. 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ」より抜粋。

※2：東電HD, 東電PG, 東電EPおよび東電RPの本社における対策態勢の区分については, 最も感染が拡大している事業所(エリア)に合わせるものとする。第一線機関等における対策態勢の区分については, 所在する都県の状態・状況に合わせるものとする。

※3：東電HD, 東電PG, 東電EPおよび東電RPにおける罹患者数, 医療機関の逼迫等も踏まえ総合的に判断

第2節 対策組織

東電HD，東電PG，東電EP，東電RP本社，原子力発電所，総支社，電力所，地域本部および第一線機関等は，新型インフルエンザ等に対応する対策組織として新型インフルエンザ対策本部と新型インフルエンザ対策支部を以下のとおり編成する。

事業所		対策組織	役割
本社 （東電HD，東電PG，東電EP，東電RP） ※第一線機関に掲げたものを除く。		東京電力 新型インフルエンザ 対策本部 （以下「本社本部」という）	・本社における対策活動の実施 ・全事業所において実施する対策活動の総括・指揮
第一線機関等	原子力発電所（東電HD） 総支社（東電PG） 電力所（東電PG）	新型インフルエンザ 対策事業所本部 （以下，「事業所本部」という）	・自事業所における対策活動の実施 ・各都県域に所属する事業所において実施される対策活動の総括，指揮
	（東電HD） ・経営技術戦略研究所 ・建設所 ・ビジネスソリューションカンパニー （東電PG） ・支社 ・その他第一線機関 （東電RP） ・事業所	新型インフルエンザ 対策支部 （以下，「支部」という）	・自事業所における対策活動の実施

1. 東京電力新型インフルエンザ対策本部の組織構成（班構成および各班の業務分掌）は，別紙1のとおりとする。事業所本部・支部の組織構成は別紙1の組織構成を参考に編成する。
2. 各班の班長・副班長および班員については，予め定めておく。

第3節 対策態勢の発令および解除

新型インフルエンザ等が発生した場合には、発生段階に応じて以下のとおり対策態勢を発令するものとする。

対策態勢の区分	発 令 者			
	東電HD本社	東電PG本社 東電EP本社	東電RP本社	原子力発電所 総支社，電力所， および第一線機 関
準備態勢 (東電HD，東電PG， 東電EPおよび東電R Pの本社のみ)	執行役 (総務・法務室 担当)	副社長	社長	—
第1対策態勢	社 長	社 長	社長	それぞれの長
第2対策態勢	社 長	社 長	社長	それぞれの長
第3対策態勢	社 長	社 長	社長	それぞれの長

1. 本社本部

- (1) 東電HD，東電PGおよび，東電EPおよび東電RPの本社本部長は，新型インフルエンザ等が発生した場合，東電HDの発令に基づき発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は，速やかに本社本部を設置する。

2. 事業所本部

- (1) 事業所本部長は，新型インフルエンザ等が発生した場合，各本社本部の指示に基づき発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は，速やかに事業所本部を設置する。

3. 第一線機関等（本社（事業所）支部）

- (1) 事業所支部長は，新型インフルエンザ等が発生した場合，本社（事業所）本部の指示に基づき発生段階に応じた対策態勢を発令する。解除の場合も同様とする。
- (2) 対策態勢が発令された場合は，速やかに支部を設置する。

第4節 権限の行使

1. 対策態勢が発令された場合、新型インフルエンザ等の対策に関する一切の業務は対策組織のもとで行う。
2. 対策態勢が発令された場合、本社本部長、事業所本部長および本社（事業所）支部長（以下、総称して「対策組織の長」という）、職制上の権限を行使して活発に対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。
なお、権限外の事項については、行使後速やかに所定の手続きをとる。
3. 対策組織の長等の権限保有者が対策活動に従事できない場合に備え、職務の代行について予め定めるものとする。

第5節 動員

対策組織の長は、対策態勢の発令後、直ちに予め定めた対策要員の動員（リモート対応含む）を指示する。

第6節 指令伝達および情報連絡の経路

対策組織設置後は、各対策組織間の指令の伝達および情報連絡を本社本部スタッフが行い、社内外の感染状況ならびに医療関係情報の伝達・集約は厚生班が行うものとする。

ただし、対策を実施するうえで必要な詳細情報の連絡については、業務分掌に応じて、班ごとに情報連絡を行う。

第7節 社外関係機関との連携

社外関係機関とは平常時から協調し、情報の提供、収集を行うなど相互連携体制を整備しておく。

なお、社外関係機関との情報連絡経路は別紙2のとおりとする。

第8節 情報提供・共有，リスクコミュニケーション

上記第6節および第7節で記載した社内外における情報提供・共有にあたっては，情報の受け手との双方向の連携に努め，偽・誤情報の精査・対策や，迅速かつ一体的な情報提供・共有を行うなど，コミュニケーションエラーに伴うリスクの低減に努める。

第3編 新型インフルエンザ等対策に関する事項

第1章 発生時の人員計画に関する基本方針

第1節 基本方針

東電HD，東電PG，東電EPおよび東電RPは，新型インフルエンザ等が発生した場合でも，従業員等の安全と健康の確保を第一に，電力を安定的に供給するため，適切な意思決定に基づき対策活動業務や感染対策業務を優先的に実施するとともに，電力の安定的な供給に必要な業務および事業の継続に必要な不可欠な業務を継続するために必要な人員を確保およびリモートワーク環境を整備する。

第2節 要員確保の考え方

「1. 基本方針」に示した業務について，必要最小限の要員により業務を遂行することを基本とし，要員が不足するおそれがある場合は，勤務形態の変更や他事業所からの応援などにより確保する。なお，感染者が発生した場合に備え，あらかじめ交代要員の確保策の検討を行う。

第2章 重要業務の選定

第1節 業務分類

新型インフルエンザ等対策政府行動計画に示されている電力の安定供給のため、常に継続が必要な業務を「新型インフルエンザ等対策業務」とし、下表のとおりとする。

なお、新型インフルエンザ等発生時において業務を縮小・休止する場合の勤務形態については、個々の業務を実施する際の感染リスクも勘案することとする。

業務分類		業務内容
常に継続が必要な業務 (重要業務)	新型インフルエンザ等対策業務	発生時対策業務（対策活動業務，感染対策業務）
		・ 運転・監視に関わる業務 ・ 電力の安定供給に関わる業務 (電力設備の保守・点検，燃料・資機材調達，電力取引) ・ 緊急工事等のトラブル対応 ・ 制御系および事務処理システムの運用・保守業務 上記以外で，電力の安定供給や公衆安全，非常災害対応，社会情勢を考慮し継続が必要な業務
縮小・休止が可能な業務		上記以外の業務

第2節 事業継続計画の進め方

事業継続計画における業務の縮小・休止については、原則、下表の考え方にに基づき進めるものとする。

ただし、発生段階に関わらず、感染状況に応じて各本社本部の指示に基づき、勤務体制の変更や業務の縮小・休止を判断し、臨機に対応する。

発生段階		準備期	初動期		対応期	
			新型インフルエンザ等の発生を覚知	政府対策本部が設置	国・自治体が高度のまん延防止対策（※1）の実施	従業員の欠勤率40%以上
態勢区分			準備態勢	第1対策態勢	第2対策態勢	第3対策態勢
業務区分	重要業務	通常業務	通常業務	通常業務	通常業務	継続
	縮小・休止業務	（リモートワーク併用）	（リモートワーク併用）	（リモートワーク拡大）	（欠勤率や社会状況等に応じて影響の少ない業務を縮小・休止）	休止

（※1）まん延防止等重点措置・緊急事態措置等

1. 東電HD、東電PG、東電EPおよび東電RPの本社本部は、新型インフルエンザ等の流行状況や社会状況を踏まえ、事業所本部および本社支部に業務の縮小・休止を指示する。
2. 事業所本部は、本社本部の指示に基づき、事業所支部に業務の縮小・休止を指示する。

第3章 感染対策の検討・実施

第1節 職場における感染対策

1. 平常時の対策

従業員等への新型インフルエンザ等感染予防のため、国や世界保健機関(WHO)の新型インフルエンザ等に関する情報等を注視しつつ、その流行の度合いにより、必要に応じて以下の措置等を講ずる。

また、政府対策本部の決定に基づき、特定接種を迅速に受けられるよう対策を講ずる。なお、特定接種の有無に関わらず、電力の安定供給を始めとする必要な業務の継続に努める。

- (1) 従業員等へ基本的な感染予防策（手洗い、咳エチケット等）を徹底する。
- (2) 新型インフルエンザ等に対する啓発・教育を実施する。
- (3) 職場や共用施設等における感染拡大防止策（清掃・消毒・換気等）を検討する。
- (4) 職場検温体制を整備する。
- (5) 感染予防物品の備蓄と在庫管理を行う。
- (6) 特定接種の対象となる業務をあらかじめ定めておく。

2. 発生時の対策

- (1) 平常時の対策について、速やかに発動できるレベルまで具体化し、必要に応じて発動する。
 - a. 職場や共用施設等における感染拡大防止策（清掃・消毒・換気等）を周知する。
 - b. 職場検温体制および出社前検温を周知する。
 - c. 感染者（疑い者も含む）が発生した場合の対応を周知する。
- (2) 東電HD、東電PG、東電EP、東電RP本社、原子力発電所、総支社、電力所および第一線機関は、以下の項目を確認し速やかに所属する対策本部・支部の厚生班に報告する。
 - a. 従業員等の業務上の海外渡航状況（今後の予定を含む）
 - b. 従業員等の7日以内の海外渡航歴
 - c. 海外からの来訪状況（7日以内および今後の予定も含む）
- (3) 従業員等へ基本的な感染予防策（手洗い、咳エチケット等）を徹底する。
- (4) 発生した新型インフルエンザ等の状況を確認し、従業員等へ周知する。
- (5) 政府対策本部の決定に基づき、特定接種実施医療機関および特定接種対象者を選定し、予防接種に関する説明・同意に基づく名簿作成により予防接種を

実施する。

- (6) 発生国・地域から帰国した海外駐在員等とその家族は、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に基づく国からの指示・要請等に従うよう徹底する。
- (7) 備蓄している感染予防物品を各職場に配備する。

第2節 海外駐在員等への感染対策

海外駐在員事務所においては、流行に直面する時期や現地の医療水準等、国内の従業員等と異なる特殊環境を考慮した対応が必要となることから、帯同家族も含めた新型インフルエンザ等に関する対応の基本方針を予め定めるものとする。

- (1) 発生国・地域へ留学、派遣されている社員およびその家族については派遣・留学元の部門と連携し、必要に応じて退避させる。
- (2) 発生国・地域への出張については原則として中止とする。また、出張後に流行となった場合は原則として早期に帰国させる。

第4編 その他

第1章 教育・訓練

従業員等に対し、感染対策や発生時の対応について周知し、理解させるとともに、事業運営体制、連絡体制などがより有効に機能するよう、新型インフルエンザ等の発生を想定した教育・訓練等を定期的に行う。

第2章 計画の見直し

新型インフルエンザ等に対する新しい知見や新型インフルエンザ等対策政府行動計画の見直し、または訓練等を通じて計画の見直しの必要が生じた場合には、適宜、業務計画の見直しを行う。

(別紙 1)

本社本部の組織構成

班構成	業務分掌
情報班	① 国・地方公共団体との連絡 ② お客さま対応総括
広報班	① プレス対応 ② マスコミ対応
国際対応班	① 海外赴任者，海外出張者への対応 ② 外務省との情報連絡
設備班	① 各業務運営状況の把握 ② 大流行期における工事・点検等の方針検討
資材班	① 資機材の調達・輸送 ② 主管部門との協働による社外工事力の調達
厚生班	① 社内の感染状況収集ならびに感染対策の推進 ② 厚生労働省ならびに社外医療関係機関との連絡および情報収集 ③ 食料・被服の調達ならびに宿泊施設・寝具の手配 ④ 感染予防物品の管理
総務班	① 対策本部の設置・運営支援 ② 事業所建物全般の整備
スタッフ	① 本部長への上申および指示の伝達 ② 各班情報総括 ③ 対策本部の運営 ④ 対策活動の総括 ⑤ 事業継続計画の総括 ⑥ グループ企業および子会社の感染状況収集

社外関係機関との情報連絡経路（別紙２）

